



第9回鞠智城フォトコンテスト 特別賞「浪漫の古代山城」奥村勝

第13回

鞠智城跡

「特別研究」成果報告会

発表レジュメ集

日時 令和7年3月9日(日)12:50~17:00

場所 熊本大学工学部百周年記念館

主催 熊本県教育委員会・国立大学法人熊本大学キャンパスミュージアム推進機構
後援 熊本県文化財保護協会・菊池市教育委員会・山鹿市教育委員会
菊池川流域古代文化研究会・肥後古代の森協議会・NHK 熊本放送局
熊本日日新聞社・熊本放送・テレビ熊本・熊本県民テレビ

m
熊本大学
キャンパスミュージアム

日本遺産
JAPAN HERITAGE

文化財
菊池川流域

第13回 鞠智城跡「特別研究」成果報告会

日時	令和7年(2025年)3月9日(日)(12:50~17:00)
場所	熊本大学工学部百年記念館
主催	熊本県教育委員会・国立大学法人熊本大学キャンパスミュージアム推進機構
後援	熊本県文化財保護協会・菊池市教育委員会・山鹿市教育委員会・菊池川流域古代文化研究会・肥後古代の森協議会・NHK熊本放送局・熊本日日新聞社・熊本放送・テレビ熊本・熊本県民テレビ

日 程

12:30	オープニングイベントころう君出演
12:50	開会挨拶 熊本県教育委員会教育総務局長 井藤 和也 来賓紹介
13:00~13:30	報告① 岡崎 怜央 氏(大阪公立大学大学院) 城柵との比較からみた鞠智城の管理・経営体制
13:30~14:00	報告② 柿沼 亮介 氏(早稲田大学高等学院) 地域支配における古代山城の役割
14:00~14:15	休憩
14:15~14:45	報告③ 小嶋 篤 氏(九州歴史資料館) 倭政権の国境域防衛機構 - 軍事的施策と宗教的施策 -
14:45~15:15	報告④ 徳富 孔一 氏(野良考古学研究所) 古代山城成立地における考古学的地域史研究 - おつぼ山神籠石をケーススタディとして -
15:15~15:30	休憩
15:30~16:00	講評 小畑 弘己 氏(熊本大学大学院 人文社会科学部教授)※VTR出演
16:00~16:30	講評 佐藤 信 氏(くまもと文学・歴史館館長、東京大学名誉教授)
16:30~	閉会行事

城柵との比較からみた鞠智城の管理・経営体制

大阪公立大学大学院 岡崎 怜央

<要旨>

本稿は鞠智城と東北の城柵について、管理・経営体制の面から両者を比較することで、9世紀における鞠智城の機能とその地域的な役割を明らかにすることを目的とする。

城柵は蝦夷支配の拠点として、補給が不安定な地域において蝦夷支配を展開することが想定された組織であった。その管理・経営体制においては、付属民である柵戸や夷俘が現地での人的・物的資源の生産・供給を担うことで、自律的な組織として機能した。また、この管理・経営体制を維持するため、城柵と柵戸・夷俘との間には、有事における相互協力の関係が成立していたことを確認した。

これに対し鞠智城は、大宰府の指揮下で対外防衛の機能を果たすことを目的としていたため、城柵のような自律性を発揮する必要がなく、実際にそのような管理・経営体制も構築されていなかったことを明らかにした。

次に、鞠智城の管理・経営体制に変化が生じる時期として、弘仁4年(813)の大宰府管内での軍団兵士制の縮小に注目した。そして、考古学的な成果を踏まえつつ、これ以降の鞠智城では、周辺住民が城の管理・経営に必要な経営基盤として組み込まれ、経営に必要な人的・物的資源の生産・供給を担うようになったことを明らかにした。またこれによって鞠智城は、城柵と同様、自律的な組織へと再編成されたとみられることを明らかにした。

最後に、鞠智城が自律的な組織として再編成された背景として、当時の新羅に対する警戒感があったことを示した。また、この頃の鞠智城に不動穀が貯蓄されていた事実から、鞠智城が対新羅用の拠点として機能するとともに、かつ逃げ込み城としての機能を有していたとし、鞠智城と周辺住民の間には、城柵で見られたような相互協力の関係が成立していたと結論付けた。

城柵との比較からみた鞠智城の管理・経営体制

大阪公立大学大学院 岡崎 怜央

はじめに

山城である鞠智城と東北の城柵とは、いずれも有事における運用を想定した施設であり、両者の管理・経営体制について比較検討を加えることによって、有事において鞠智城に求められた機能が明らかになるものと考えられる。そこで本研究では、築城当初の鞠智城と、九世紀以降に機能を変化させた鞠智城のそれぞれの管理・経営体制について城柵との比較を行うことで、九世紀の鞠智城が有した機能及びその社会的位置づけを明らかにする。

1. 鞠智城と城柵の管理・経営体制

(1) 城柵の管理・経営体制

城柵は陸奥・出羽・越後国司の職掌である「饗給。征討。斥候。」による蝦夷支配の拠点として機能。

⇒国司が城司として赴任し、蝦夷支配を指揮<城司制>

【史料1】『日本書紀』大化4年(648)是歳条

治磐舟柵以備蝦夷。遂遣越与信濃之民、始置柵戸。

【史料2】『続日本紀』宝龟11年(780)8月乙卯(23日)条

出羽国鎮狄將軍軍安倍朝臣麻呂等言、狄志良須俘囚宇奈古等款曰、己等抛悪官威、久居城下。(下略)

城柵には柵戸や夷俘(蝦夷・俘囚)として把握される人々が付属。

柵戸: 国家によって他地域から城柵周辺へと移配された公民身分に属する人々。

夷俘: 蝦夷と俘囚。国家への服属形態において、前者は地縁の集団性を維持したまま服属したのに対し、後者は集団性を失い、個別的に国家へ服属。

【史料3】『続日本紀』天平宝字2年(758)12月丙午(1日)条

徵発坂東騎兵。鎮兵。役夫。及夷俘等。造桃生城・小勝柵。五道俱入。並就功役。(下略)

⇒城柵付属の柵戸や夷俘を城柵経営に必要な労働力として使役

【史料4】『続日本紀』天平年(737) 四月戊午(14日)

(上略) 又東人本計、早入賊地。耕種貯穀。省運糧費。而今春大雪倍於常年。由是不得早入耕種。天時如此。已違元意。其唯營造城郭一朝可成。而守城以人。存人以食。耕種失候。將何取給。(下略)



城柵では、経営に必要な人的・物的資源は柵戸や夷俘が現地にて生産・供給。
蝦夷と境を接する不安定な地域においてある程度の自給自足を行い、自律的に蝦夷支配を展開。

【史料5】『続日本紀』宝亀6年(775)3月丙辰(23日)条

陸奥蝦賊騷動。自夏涉秋、民皆保塞、田疇荒廢。詔復当年課役田租。

⇒この前年にあたる宝亀5年(774)の桃生城襲撃から始まった38年戦争によって、民が夏から秋にかけて城柵に籠城し、城柵を守っていたとする。

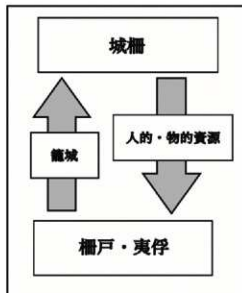
【史料6】『続日本紀』宝亀11年(780)3月丁亥(22日)条

(上略) 至是皆麻呂自為内応、唱誘誘軍而反。先殺大橋、率衆圍按察使広純、攻而害之。独呼介大伴宿禰真綱、開一闕一角而出、護送多賀城。(中略) 城下百姓競入欲保城中。而介真綱、據石川淨足、潛出後門而走。百姓遂無所拋。一時散去。(下略)

⇒宝亀11年(780)の伊治皆麻呂の乱にて、陸奥介大伴真綱の下、柵戸とみられる百姓が多賀城に籠城し、城の防衛に当たろうとしている。



城柵と柵戸とが連帯して防衛



(図1) 城柵と柵戸の関係

(2) 鞠智城の管理・経営体制

【史料7】『続日本紀』文武2年(698)5月甲申(25日)条

令大宰府繕治大野、基肆、鞠智三城。

⇒職員令69太宰府条では大宰帥が「城牧」掌る

【史料8】『養老令』軍防令 53城隍条

凡城隍崩頽者、役_レ兵士_一修理。若兵士少者、聽_レ役_一附近人夫。(下略)

⇒山城への軍団兵士上番を想定。鞠智城の経営に必要な人的資源を提供したか。

【史料9】鞠智城跡出土木簡

「・秦人忍^(米)□ 五斗」 134×26×5 032

⇒秦人忍なる人物によって米五斗が鞠智城に貢納されたことを示す荷札木簡。

木簡には国名・郡名・郷名の記載がないことから、米は鞠智城と同じ菊池郡内から貢納されたとみられる。

↓

鞠智城と城柵のいずれにおいても、経営に必要な物的資源を城周辺から確保。

鞠智城は太宰府の管理・指揮下にて機能することが想定された施設であり、城柵に必要とされた自律性は求められなかった。

2. 9世紀における鞠智城の管理・経営体制の変化

(1) 管理体制の変化

鞠智城ではⅣ期(8世紀第4四半期～9世紀第3四半期)より、貯水池の一部が埋没し始めるなど城としての機能低下。礎石建物の大型化が図られ、食糧などの貯蓄機能を主とする施設へと変化。

【史料10】『文徳実録』天安2年(858) 閏2月丙辰(24日)条・丁巳(25日)条

肥後国言、菊池城院兵庫鼓自鳴。丁巳。又鳴。

⇒鞠智城の異常を肥後国が報告。管理主体が肥後国へと移動。

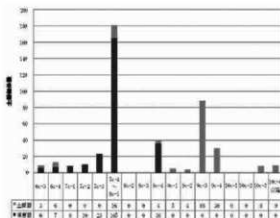
【史料11】『日本三代実録』元慶3年(879) 3月16日条

(上略) 又肥後国菊池郡城院兵庫戸自鳴。

⇒「菊池郡城院」の呼称から菊池郡との関係強化。

(2) 経営体制の変化—弘仁4年の軍備縮小と周辺集落—
 鞠智城の出土土器について、9世紀第1四半期より、それまで出土の中心であった須恵器がみられなくなり、代わって在地的な要素を含む土師器が出土土器の中心に。

⇒城内から調理器具がほとんど出土せず、この頃より鞠智城が周辺集落によって管理されていた可能性。



この動きに関連するとみられる動きとして、弘仁4年(813)の軍団兵士制の定員削減。

【史料12】『類聚三代格』巻14、弘仁4年(813)8月9日太政官符

太政官符

応_レ減_一定_一諸国兵士_二事

合兵士一万七千一百人

減_一八千一百人_一。定_一九千人_一。

筑前国四千人 団四

減_一二千人_一。定_一二千人_一。団別五百人

(中略)

肥後国四千人 団四

減_一二千人_一。定_一二千人_一。

右被_レ右大臣宣_一稱、奉_レ勅、兵士之設本備_一非常_一、辺戎之要莫_レ大_レ於_レ此。誠須_レ下蓄_レ力_一、銳_一鋒_一究_レ是_レ防、以_レ逸_レ待_レ、勞_一当中_一彼_一機_一急_一上。今聞、府国之吏或非_一其人_一、既違_一公憲_一、擅_一役_一私門。名_一是_一兵士_一、実_一同_一役夫_一、身力_一疲_一弊_一不_一足_一為_一兵。雖_レ有_一非常_一、何能_レ得_レ支。今区寓_一又_一寧、中_一外_一無_一事、多_一置_一戎兵_一、徒_一利_一貪_一吏。静_一言_一於_一此_一為_一弊_一良_一深。宜_一下_一留_一其_一強_一壯_一者_一、余_一皆_一依_一件_一減_一却_一上。(中略)自_一今_一以後、不_一得_一差_一役_一非_一理_一之事_一、府_一国_一軍_一毅_一役_一人_一已_一上_一一_一者_一、依_一天_一平_一勝_一宝_一五_一年_一十_一月_一廿_一一_一日_一格_一、解_一却_一見_一任_一永_一不_一選_一用_一。

弘仁四年八月九日

⇒軍団兵士の定員を17100人から9000人へと削減(肥後国: 4000人⇒2000人)。

⇒9世紀第1四半期には土器の出土数も大幅に減少しており、肥後国内での軍団兵士数の削減に伴って鞠智城に上番する兵士数も大幅に削減されたか。

その後も軍団兵士の不当な使役問題は止まず、天長3年(826)に軍団兵士制自体が廃止され、選士・統領制へ移行。

⇒選士1700人(うち400人が大宰府上番)

弘仁年間より、西海道諸国近海にて新羅海賊や新羅商人が出没するようになり、以後9世紀の間、新羅への警戒続く。



軍備縮小の一方で新羅に対する警戒感高まる

【史料13】『類聚三代格』巻18、貞観18年(876)3月13日官符

太政官符

応₃大野城衛卒糶米依_レ旧納_レ城庫_ニ事

右参議権帥従三位在原朝臣行平起請_レ俯、被_レ太政官貞観十二年二月廿三日符_ニ、参議従四位上行大式藤原朝臣冬緒起請_レ俯、除_レ五使料_ノ之外、庸米并雜米総納_レ税庫_ニ、毎月下行。若非_レ有_レ判行_ニ、輒以下用、監当之官准_レ法科_レ罪。官符之旨固有_レ宜_レ然。但至_二于件城_一、城辺人居、或屋舍頽毀、或人跡断絶、仍問_レ城司等_ニ、申云、此城衛卒_ニ、糶米毎月廿四斛、元米納_レ城庫_ニ。爾時城庫_ニ百姓等、遂_ニ往還之便_一、求_レ売買之利。従_レ納_レ税庫_ニ以来、人衆無_レ到、売買失_レ術。百姓逃散、惣而由_レ此者。夫守_レ城在_レ人、聚_レ人在_レ食。望請、件糶米特納_レ城庫_ニ者。右大臣宣、奉_レ勅、依_レ請。

貞観十八年三月十三日

⇒大野城では、衛卒40人分の糶米24斛の一部を使って城周辺の百姓と交易を行う。



「夫守_レ城在_レ人、聚_レ人在_レ食」：軍備縮小に伴い、不足する人的資源を補うべく周辺住民を活用。

鞠智城でも人的資源の不足を補うべく、周辺集落を活用。



人的・物的資源を周辺集落および菊池郡が生産・供給する経営体制が完成。

ここで鞠智城が城柵と同様、有事において自律的に機能する組織として再編成される。

【史料14】『日本三代実録』貞観8年(866)11月17日条

(上略)勅曰、遁者怪異頻見、求_レ之善龟。新羅賊兵常窺_レ間隙。変_レ之発唯縁_レ斯事。夫攘_レ未_レ兆、退_レ賊將來。唯是神明之冥助、豈云_レ人力之所為。宜下令_レ能登。因幡。伯耆。出雲。石見。隱岐。長門。大宰等国府_ニ、班_レ幣於邑境諸神。以中鎮護之殊効上。又如聞、所_レ差_レ健兒、統領選士等_ニ、苟預_レ人流_ニ、曾無_レ才器。徒称_レ爪牙之備、不_レ異_レ蟻蚋之衛。况復可_レ教_レ之民、何禦_レ非常之敵。亦夫十步之中必有_レ芳草。百城之内寧乏_レ精兵。宜令同国府等勤加試練必得_レ其人。

【史料15】『日本三代実録』貞観11年(869)12月4日条

(上略)先是、大宰府言上往者新羅海賊侵掠之日、差_レ遣統領選士_ニ等。擬令_レ追討。人皆懦弱。憚不_レ肯_レ行。

⇒兵員の減少と選士の弱体化により、有事における補給困難



自律的に機能する防衛拠点としての鞠智城の重要性

【史料 16】『文徳天皇実録』天安 2 年 (858) 6 月己酉 (20 日) 条
(上略) 大宰府言、去五月一日、大風暴雨。官舎悉破、青苗朽失。九国二嶋尽被_レ損傷。又肥後国菊池
城院兵庫鼓自鳴。同城不動倉十一字火。(下略)

⇒この頃の鞠智城に不動倉が 11 字以上存在。

【史料 5】不動穀を籠城用の備蓄食糧とすることで、城と周辺住民とが一体となって防衛にあたる城柵
型の防衛拠点として機能

まとめ

城柵はその特徴として、付属する柵戸や夷俘を経営基盤とし、人的・物的資源を生産・供給させること
によって、有事においても自律的な組織として機能することができた。

一方、築城当初の鞠智城は、太宰府の管理・指揮下において機能することを想定されており、自律的
な組織としては機能し得なかったとみられる。

しかし、九世紀の大宰府管内における軍備縮小や、新羅に対する警戒感の高まりの中にあって、鞠
智城は新たに周辺集落や菊池郡を経営基盤へと組み込むことで、人的・物的資源を自給自足する自律的
な防衛拠点として再編成された。

⇒ 10 世紀の緊張緩和とともに役割を終え廃絶。

参考文献

- 赤司善彦「古代山城の倉庫群の形成について」(『東アジア古文化攷』二、中国書店、2014年)。
今泉隆雄「古代東北城柵の城司制」(『古代国家の東北辺境支配』吉川弘文館、2015年、初出 1990年)。
岡田有矢「出土土器からみた平安時代肥後国内における鞠智城の位置づけ」(『鞠智城と古代社会』10、
熊本県教育委員会、2022年)。
熊谷公男「近夷郡と城柵支配」(『東北学院大学論集』歴史・地理学 21、1990年)。
熊本教育委員会『鞠智城Ⅱ—鞠智城跡 8～32 次調査報告』(2012年)。
佐藤信「鞠智城の歴史的位置」(『鞠智城跡Ⅱ 論考編 1』熊本県教育委員会、2014年)。
鈴木拓也「文献史料からみた古代山城の倉庫」(『溝渡』16、2018年)。
古垣玲「蝦夷・俘囚と夷俘」(『川内古代史論集』4、1988年)。

地域支配における古代山城の役割

早稲田大学高等学院 柿沼 亮介

<要旨>

本研究では古代山城について、その築造・修築・廃絶などの過程をおいながら、時期ごとの国際情勢や国内支配の様相と関連して山城がどのように整備され、また地域支配においてどのような役割を果たしたかを検討した。

『日本書紀』における古代山城の築城記事からは、長門国の城・大野城・基肆城と、高安城・屋嶋城・金田城という二段階で山城が整備されたことが窺える。古代国家は第一段階として、筑紫と関門海峡をまずは死守すべき防衛ラインとして位置づけて山城の運用を開始した。続く第二段階として築かれた高安城は最終防衛ラインであり、かつ飛鳥・藤原の宮都と大阪平野を結ぶ畿内の中央部に位置することから、政権の基盤たる畿内を支配する上での役割をも担っていた。屋嶋城は瀬戸内海への侵攻に備えたものであるが、同時期の瀬戸内地域では交通路や地域支配の拠点から近いところに「一般の軍事拠点」としての山城も整備され、それらは一体として運用された。しかし、あくまで各地で一般的にみられる現象のため、史書には記録されていない。一方で屋嶋城は、想定侵攻経路の監視に特化した特殊な山城であることから、史書にも名がみえると考えられる。金田城は敵襲の監視とそれを筑紫に伝達する役割を担い、堅固な石壁には「見せる城」として意味があったが、島嶼の領域的防衛は想定されておらず、軍事的緊張の緩和にともなっていち早く廃絶した。

多くの古代山城は8世紀初頭まで存続したが、唐と新羅の対立によって670年代には日本列島侵攻の可能性は低下していた。それでも存続した理由としては、高句麗の残存勢力や耽羅からの外交使節の来目がなくなる中で、「中華」としての自国の体裁を維持すべく、古代国家が南西諸島や卑人などへの支配を強化したことが関係している。そのため各地の山城は大宰総領の下で維持され、特に南部九州における「辺境」支配の後背地として重視された大野城・基肆城・鞠智城は「繕治」された。

大宝律令の下で山城の管理は大宰総領から国司に移管されたが、引き続き大宰府がおかれた西海道を除く地域では山城は衰退していった。大宝律令の編纂時点では「城」制度の構築が目指されていたが、養老律令の段階で山城の維持は放棄された。一方で西海道の山城は、その軍事的側面は国司の管轄下で、城内に設置された倉庫の管理は大宰府によって担われる形で存続した。倉庫に収められた物資が西海道諸国の共用物となったことにより、日本列島と朝鮮半島との間の海域の人々の活動が活発化すると、たとえそれが肥後国の管内で起こったことではなかったとしても鞠智城まで影響が及び、怪異記事という形で史書に記録されることになった。

地域支配における古代山城の役割

早稲田大学高等学院 柿沼 亮介

はじめに ～古代山城の築城・修築記事～

【史料 1】『日本書紀』天智天皇四年(665) 八月条

遣_レ達率答休春初_一、築_レ城於長門国_一。遣_レ達率憶礼福留・達率四比福夫於筑紫国_一、築_レ大野及椽_レ城_一。

【史料 2】『日本書紀』天智天皇六年(667) 十一月是月条

築_レ倭国高安城・讃吉国山田郡屋嶋城・対馬国金田城_一。

【史料 3】『日本書紀』天智天皇八年(669) 八月

天皇登_レ高安嶺_一、議欲_レ修_レ城。仍恤_レ民疲_一、止而不_レ作。時人感而歎曰、寔乃仁愛之徳、不_レ亦寛_レ乎、云々。

同 是冬条

修_レ高安城_一、収_レ畿内之田税_一。

【史料 4】『日本書紀』天智天皇九年(670) 二月条

修_レ高安城_一、積_レ穀與_レ塩。又築_レ長門城_一・筑紫城_二。

【史料 5】『日本書紀』持統天皇三年(689) 九月己丑(十日) 条

遣_レ直広参石上朝臣麻呂・直広肆石川朝臣蟲名等於筑紫_一、給_レ送位記_一。且監_レ新城_一。

【史料 6】『続日本紀』文武天皇二年(698) 五月甲申(二五日) 条

令_レ大宰府繕_レ治大野・基肆・鞠智三城_一。

【史料 7】『続日本紀』文武天皇三年(699) 十二月甲申(四日) 条

令_レ大宰府修_レ三野・稻積二城_一。

【史料 8】『続日本紀』大宝元年(701) 八月丙寅(26日) 条

廃_レ高安城_一、其舍屋・雑儲物移_レ貯于大倭・河内二国_一。

【史料 9】『続日本紀』養老三年(719) 十二月戊戌(十五日) 条

停_レ備後国安那郡茨城、葦田郡常城_一。

= 本研究の視角 =

高安城を除いて、山城の築城や修築の記事は複数の城が一緒に出てきており、その時々々の政府の何らかの政策を反映するものとして、山城の整備がなされたのではないかと

= 検討内容 =

- ・山城の整備の過程
- ・史書に名がみえる山城とそうではない山城がある理由
- ・対外戦争の危機が去った後も山城が維持され、7世紀末に修築・「繕治」の記事がみえる理由
- ・大宝律令の下で山城はどのように位置づけられ、管理されたか

1. 防衛体制の構築と山城築造の過程

○「築」の意味

【史料 10】『続日本紀』天平勝宝八歳(756) 六月甲辰(22日) 条
始築_レ怡土城_ニ。令_ニ大宰大貳吉備朝臣真備專_ニ当其事_一焉。

【史料 11】『続日本紀』天平宝字三年(759) 三月庚寅(24日) 条
大宰府言、府官所_レ見、方有_レ不_レ安者四_ニ。(中略) 管内防人、一停_レ作_レ城、勤赴_ニ武芸_一。習_ニ其戰陣_一。而大貳吉備朝臣真備論曰、且耕且戰、古人称_レ善。乞五十日教習而十日役_ニ于築城_一。所_レ請雖_レ可_レ行、府僚或不_レ同。不安三也。(中略) 勅、(中略) 管内防人十日役者、依_ニ真備之議_一。(後略)

【史料 12】『続日本紀』天平神護元年(765) 三月辛丑(10日)
(中略) 大宰大貳從四位下佐伯宿禰今毛人為_ニ築怡土城專知官_一。(後略)

・築造に12年かかる ・「築」と「成」が使い分けてある

【史料 13】『続日本紀』神護景雲二年(768) 二月癸卯(28日) 条
筑前国怡土城成。

→「築」の意味には完成説と建設開始説があるが、白村江の戦いの前(百濟滅亡の660年以降)から工事が開始されたとしても、5～7年程度で完成するか疑問であり、一方、白村江の戦いから数年を経てようやく建設が開始されるというのも国家的危機への対応としては考えにくい

・山全体を囲む石塁の建設は短期間では終わらないであろうが、高所からの見張りや、非常時の連絡などの機能の整備は、比較的短期間でも可能

→建設途上であったとしても、運用が開始されたことをもって「築」と書かれている

○段階性

第一段階(665年): 長門国の城、大野城・基肄城

第二段階(667年): 高安城、屋嶋城、金田城

○長門国の城

【史料 14】『日本書紀』天武天皇五年(676) 正月甲子(25日) 条

詔曰、凡任_ニ国司_一者、除_ニ畿内及陸奥・長門国_一、以外皆任_ニ大山位以下人_一。

→国司任用の基準について、一般の国は大山以下とされているのに対して、長門国司は畿内諸国や陸奥国と同格で、664年に制定された冠位二十六階のうち小錦(令制の五位相当)以上の官人を選命する重要な役職

【史料 15】『類聚三代格』卷十八・延暦十一年(792) 六月十四日付太政官符「応差健児事」

(前略) 今諸国兵士。除_ニ辺要地_一之外。皆從_ニ停廢_一。其兵庫鈴藏及国府等類。宜_ニ差_ニ健児_一以充_ニ守衛_一。

【史料 16】『類聚三代格』卷十八・延暦二十一年(802) 十二月付太政官符

応_ニ依_レ旧置_ニ兵士_一事

右得_ニ長門国解_一稱。謹奉_ニ去延暦十一年六月七日勅書_一稱。(中略) 宜_ニ京畿及七道諸国。兵士伝馬並從_ニ停廢_一以省中勞役上。但陸奥出羽佐渡等国及大宰府者、地是_ニ辺要_一不_レ可_レ無_レ備。所_レ有兵士宜_ニ依_レ旧置_一。檢_ニ案内_一。兵部省天平十一年五月廿五日符稱。奉_ニ勅_一。諸国兵士皆悉暫停。但三関并陸奥出羽越後長門并大宰管内諸国等兵士依_レ常勿_レ改者。然則此国依_レ旧与_ニ大宰府管内_一接_レ境。勤_ニ過上下雜物_一。常共_ニ警虞_一。無_レ異_ニ辺要_一。亦山陰人稀。差_ニ難_レ集_一。若有_ニ機急_一。定致_ニ關息_一。望請。依_レ旧置_ニ兵士五百人_一。以備_ニ不虞_一。非常之儲不_レ可_レ不_レ申。謹請_ニ官裁_一。右大臣宣、奉_ニ勅_一、依_レ請。

→陸奥・出羽・佐渡・大宰府管内を除く国々の兵士が廃止されたのに対して、長門国は大宰府管内

と境を接し、「辺要」と変わらないため、天平十一年(739)五月二十五日付兵部省符において兵士を停止した際に三閩・陸奥・出羽・越後・長門・大宰府管内は除外されたという前例を持ち出し、兵士を復置することを願い出て、認められている

○大野城・基肆城

【史料 17】『日本書紀』天武天皇元年(672)六月条

男、至筑紫。時栗隈王、承符对曰、筑紫国者、元成辺賊之難也。其峻城深隍、臨海守者、豈為内賊耶。今畏命而発軍、則国空矣。若不意之外、有倉卒之事、頓社稷傾之。然後、雖百殺臣、何益焉。豈敢背徳耶。輒不勳兵者、其是縁也。

→壬申の乱に際して近江朝廷が筑紫大宰であった栗隈王に出兵を命じたが、栗隈王は、筑紫国に深隍が整備されているのは外国からの襲来に備えるためであって、内乱のためにあるのではないとして拒否

⇒筑紫がまず死守すべき防衛ラインであるという認識

○高安城

【史料 3】・【史料 4】・【史料 8】

→「畿内」全域から集めた田税を納める場所であり、「畿内」を管轄する総領的な存在が軍事物資の運用権限を有していた〔仁藤 2014〕

【史料 18】『日本書紀』天武天皇元年(672)七月条

是日、坂本臣財等、次于平石野。時間近江軍在高安城而登之。乃近江軍、知財等来、以悉焚税倉、皆散亡。仍宿城中。会明、臨見西方、自大津・丹比、兩道、軍衆多至。顯見旗幟。有入人曰、近江將率仗史韓国之師也。財等自高安城降以渡衛我河、與韓国戰于河西。財等衆少不能距。先是、遣紀臣大音、令守懼坂道。於是、財等退懼坂、而居大音之營。

【史料 19】『日本書紀』天武天皇四年(675)二月丁酉(23日)条

天皇幸於高安城。

【史料 20】『日本書紀』持統天皇三年(689)十月庚申(11日)条

天皇幸高安城。

→飛鳥・藤原の宮都と大阪平野の両方を結ぶ畿内の中心に位置する高安城は、近江に遷都した後も倉庫がおかれるなど重視されて壬申の乱の舞台となり、さらに行幸して「国見」を行う場所ともなった

【史料 21】『続日本紀』和銅五年(712)正月壬辰(23日)条

廢河内国高安烽、始置高見烽及大倭国春日烽、以通平城也。

→平城遷都にともなって都と大阪平野を結ぶ地ではなくなったために高安城は廃止され(【史料 8】)、烽も廃止された¹

¹『続日本紀』和銅五年(712)八月庚申(23日)条に「行幸高安城」とあるが、これは平城遷都後もすぐには平城宮が完成せず、藤原京がしばらくは利用されたからであろう。

○屋嶋城

- ・瀬戸内地域には四国側に永納山城・讃岐城山城・屋嶋城が、山陽側に石城山城・茨城・常城・鬼ノ城・大廻り小廻り・播磨城山城が並ぶ
- ・四国の史書にみえない古代山城は同じ時期に築造され、連動して機能[渡邊 2023]
- ・永納山城や讃岐城山城は瀬戸内海の南北移動が島伝いに行われたことに対応[亀田 2022a] [渡邊 2023]
- ・鬼ノ城・讃岐城山城・永納山城は国府関連遺跡と関係し、他の古代山城も交通の要衝に所在[亀田 2022b]
←→屋嶋城は後の官道とも距離があり、瀬戸内海を監視する役割はあるが主要な交通路上にない
⇒屋嶋城と同じ時期に多くの山城が瀬戸内地域に築造されて一体的に運用されたが、その中で敵襲の監視に特化した特別な場所に築かれた屋嶋城だけが史書にのこされ、それ以外の国府防衛や官道の監視などの機能を持つ「一般の軍事拠点」は史書にのこされなかった

○金田城

- ・対馬は地域支配が進展せず、《辺境島嶼国》として特殊な支配を受ける[柿沼 2021・2023]
- ・対馬におかれた防人は 100人程度[坂上 2014]
⇒
 - ・対馬は島内の陸上移動は困難で、金田城には嶋府防衛のための機能はない
 - ・対馬におかれた金田城や防人、烽によって可能だったのは海上を監視し、敵襲を筑紫に伝達する程度のこと、古代国家は対馬の領域的な防衛を意識していなかった²
 - ・金田城の立派な石塁は、「見せる城」[向井 2017]としての役割を持っていただけ

2. 国際関係の変化と山城の維持

○東アジアの国際情勢と国内の動向

660 百濟滅亡

663 白村江の戦い

668 高句麗滅亡

新羅、倭への遣使を再開

→百濟・高句麗の遺領支配をめぐる唐と新羅の対立(羅唐戦争)により、唐・新羅連合軍による日本列島侵攻の可能性の低下

672 壬申の乱

676 唐軍、朝鮮半島から撤退

→対外戦争の危機意識の低下[向井 2017]

679 新羅による耽羅侵略

683 最後の「高麗使」の来日(671~)

安勝に金姓を賜与し、金城に移す

689 筑紫の「新城」を監察する

693 最後の耽羅使の来日(661~)

²想定侵攻経路上にあり、対馬と同じく防人や烽がおかれた老岐に山城が築かれなかったのも、同様の理由による。

695 多福島へ派遣した使節、夷狄を探索

698 南嶋への覓国使の派遣 (→覓国使剽劫事件【史料 25】)
大野城・基肆城・鞠智城の「繕治」

699 三野城・稲積城の修築

【史料 22】『日本書紀』持統天皇九年(695) 三月庚午(23日) 条
遣_レ務廣貳文忌寸博勢・進廣參下訳語諸田等於多福、求_レ蚕所居_一。

【史料 23】『続日本紀』文武天皇二年(698) 四月壬寅(13日) 条
遣_レ務廣貳文忌寸博士等八人于南嶋_一覓_レ国。因給_レ戎器_一。

【史料 24】『続日本紀』文武天皇三年(699) 七月辛未(19日) 条
多嶽・夜久・菴美・度感等人、從_レ朝幸_一而來貢_レ方物_一。授_レ位賜_レ物各有_レ差。其度感嶋通_レ中国_一於_レ是始矣。

【史料 25】『続日本紀』文武天皇四年(700) 六月庚辰(3日) 条
薩末比売・久売・波豆、衣評督衣君累、助督衣君弓自美、又肝衝難波、從_レ肥人等_一、持_レ兵割_レ劫覓
国使刑部真木等_一。於_レ是、勅_レ竺志惣領_一、准_レ犯決罰。

→ 対外戦争への危機意識は 670年代には低下するが、倭国(日本) の「小中華」としての意識を維持
する役割を果たしていた高句麗の残存勢力や耽羅からの外交使節の来目がなくなったため、か
わりに日本は南西諸島や卑人など九州南部での「辺境」支配を強化[柿沼 2017・2018]

⇒ ・西海道の山城の繕治や修理が行われる(【史料 6】・【史料 9】)³

・「一般の軍事拠点」として築かれていた鞠智城などは、この時に特別な役割を担う
ようになったため、初めて史書にその名が記録された

○大宰総領による管理

【史料 26】『日本書紀』持統天皇三年(689) 三年八月辛丑(21日)

詔_レ伊予総領田中朝臣法麻呂等_一曰、讚吉国御城郡所_レ獲白鵲、宜_レ放養_一焉。

【史料 27】文武四年(700) 十月己未(15日) 条

以_レ直大老石上朝臣麻呂_一為_レ筑紫総領_一。直広參小野朝臣毛野為_レ大貳_一。直広參波多朝臣牟後閉為_レ
周防総領_一。直広參上毛野朝臣小足為_レ吉備総領_一。直広參百濟王遠寶為_レ常陸守_一。

→ ・各地に広域行政区画としての大宰とその長官としての総領がおかれる[仁藤 2014]

・古代山城の維持・管理は総領によって行われた[亀田 2022a]

畿内	高安城	圓防	(長者山城、石城山城	※長門司の城は圓防 or 筑紫
吉備	播磨城山城、大廻り小廻り、鬼ノ城、常城、茨城	筑紫	大野城、基肆城、金田城、鞠智城、その他の西海道の山城	
伊予	屋嶋城、城山城、永納山城			

3 【史料 5】にみえる筑紫の「新城」もこうした時代状況の中で新たに築かれたものといえ、向井一雄氏は令制化を進めていくにあたってこの地域に軍事的威圧をかけるものとして理解する[向井 2017]。南部九州を攻略する上での最前線ではない鞠智城などを「繕治」したことも同様に、在地勢力への牽制の意味があったものと考えられる[柿沼 2014・2021]。

3. 大宝律令の下での山城

○律令の規定

【史料 28】養老職員令 24兵部省条

兵部省(管_司五_一。) 卿一人。(内外武官名帳。考課。選叙。位記。兵士以上名帳。朝集。禄賜。仮使。差_一発兵士_一。兵器。儀仗。城隍。烽火事。) (後略)

【史料 29】養老職員令 69大宰府条

大宰府(帯_一筑前国_一。)(中略)帥一人。(掌。(中略)租調。倉廩。徭役。兵士。器仗。鼓吹。郵駅。伝馬。烽候。城牧。過所。(中略)蕃客。歸化。饗諸事。)(中略)大工一人。(掌。城隍。舟楫。戎器。諸營作事。)(後略)

【史料 30】養老職員令 70大國条

守一人。(掌。(中略)租調。倉廩。徭役。兵士。器仗。鼓吹。郵駅。伝馬。烽候。城牧。過所。)(後略)

【史料 31】養老軍防令 53城隍条

凡城隍崩頽者、役_一兵士_一修理。若兵士少者、聽_レ役_一随近人夫_一(後略)

→城の管理については兵部省と大宰府・各国それぞれの役割として規定されているが、軍団を管理するのは国司であることから、実際には国の管轄下

↑山城の管理は総領から国司へと移管された[向井 2017]

→基肄城は肥前国司、鞠智城は肥後国司が管理[酒井 2016]

○基肄城・鞠智城と大宰府

【史料 32】不丁地区官衙跡出土八四号木簡『大宰府政庁周辺官衙跡 一不丁地区 遺物編 2』(九州歴史資料館、2014) 所収

為班給筑前筑後肥等國遺基肄城稻穀隨 大監正六上田中朝口

→8世紀後半に大宰府が基肄城に貯蓄している稲穀を管内諸國に班給したことを示しており、山城の管理・守衛は所在地の軍団が行ったが、城内に建てられた倉庫群に収められた稲穀は大宰府の管理下にあった[松川 2018]

→山城の軍事的機能は国司が、行政的機能は大宰府が担った

○律令制下の「城」制度

- ・「城」自体は行政機能を持たない →古代山城から官衙的建物は発見されていない⁴
- ・大宝令編纂時には「城」制度が整備されたが、養老令の段階で「筑紫城」以外の維持は放棄[大高 2013]

4 養老衛禁律 24垣及城条に「凡越_一兵庫垣、及筑紫城_一、徒一年。(陸奥越後出羽等亦同。)」と規定されるように、東北の城柵は「城」と同じように重視されていたにもかかわらず 8世紀前半までは「城」と称されるものがなかったのは、城柵は国面を内包する行政機能を持つ存在であったからと考えられる。

おわりに ～鞠智城のその後～

【史料 33】『文徳天皇実録』天安二年(858)

閏二月丙辰(24日)条 肥後国言、菊池城院兵庫鼓自鳴。

閏二丁巳(25日)条 又鳴。

六月己酉(20日)条 大宰府言、去五月一日、大風暴雨。官舎悉破、青苗朽失。九国二島盡被_レ損傷。又肥後国菊池城院兵庫鼓自鳴。同城不動倉十一宇火。

【史料 34】『日本三代実録』貞観十七年(875)六月二十日条

大宰府言、大鳥二集_レ肥後国玉名郡倉上_ニ。向_レ西鳴。群鳥數百、噬_レ拔菊池郡倉舎葺草_ニ。

【史料 35】『日本三代実録』元慶三年(879)三月十六日条

又肥後国菊池郡城院兵庫戸、自鳴。

→承和年間頃から日本列島と朝鮮半島との間の海域の人々の活動が活発化しており[鄭 2013][柿沼 2023]、それらは肥後国管内ではなかったが、鞠智城に収められた物資は大宰府管内の国々の共有物であったために怪異記事としてあらわれた

【参考文献】

- ・大高広和「八世紀西海道における対外防衛政策のあり方と朝鮮式山城」(『鞠智城と古代社会』1、2013)
- ・柿沼亮介「朝鮮式山城の外交・防衛上の機能の比較研究からみた鞠智城」(『鞠智城と古代社会』2、2014)
- ・——「律令国家形成期における対外関係と日本の小中華意識」(『日本史攷究』41、2017)
- ・——「東アジアからみた高麗郡建郡」(高橋一夫・須田勉編「古代高麗郡の建郡と東アジア」高志書院、2018)
- ・——「古代国家による辺境支配と鞠智城の機能の変質の相関」(『鞠智城と古代社会』9、2021)
- ・——「古代西海道の「辺境島嶼」と「越境」する人々」(『民衆史研究』105、2023)
- ・亀田修一「瀬戸内の古代山城」(吉村武彦・川尻秋生・松木武彦編「地域の古代日本 出雲・吉備・伊予」角川選書、2022a)
- ・——「西日本の古代山城 備中鬼ノ城を中心に」(亀田修一・白石純編「講座 考古学と関連科学」雄山閣、2022b)
- ・酒井芳司「筑紫における総領について」(『大宰府の成立と古代豪族』同成社、2024、2016初出)
- ・坂上康俊「対馬の防人と烽」(佐伯弘次編「中世の対馬 ヒト・モノ・文化の描き出す日朝交流史」勉誠出版、2014)
- ・鄭淳一「承和三年の新羅国執事省牒にみえる「島嶼之人」」(『九世紀の来航新羅人と日本列島』勉誠出版、2015、2013初出)
- ・仁藤敦史「広域行政区画としての大宰総領制」(『國史學』214、2014)
- ・松川博一「律令制下の大野城と古代山城」(『古代大宰府の政治と軍事』同成社、2023、2018初出)
- ・向井一雄「よみがえる古代山城 国際戦争と防衛ライン」(吉川弘文館、2017)
- ・渡邊誠「四国の古代山城 一永納山・城山・屋島一」(大久保徹也・春成秀爾編「季刊考古学」別冊 41、雄山閣、2023)

倭政権の国境域防衛機構

— 軍事的施策と宗教的施策 —

九州歴史資料館 小嶋 篤

< 要 旨 >

本研究では、倭政権の軍事的施策と宗教的施策を検討し、国境域防衛機構の全体像描写を試みた。軍事的施策の一つとして施行された古代山城の築城は、古墳時代後期より整備されてきた戦時侵攻体制（軍事動員・物資備蓄）上に存在しており、交通路や拠点のミヤケの分布とも一定の相関関係をもつ。外敵襲来時の「戦場」となる筑紫洲北部では、『日本書紀』では古代山城築城記事に先んじて、防人・烽配備とともに水城築造が記載されるため、筑紫洲を縦走する南北路の閉塞が重要視されていることが分かる。次いで築城記事がある大野城と、その対面にある小水城群・牛頸丘陵は、水城を挟んで鶴翼状配置を採り、水城前面での外敵迎撃が基本戦略であったと把握できる。この主要迎撃地点で臨戦態勢を採っていたのが筑紫大宰である。筑紫大宰が動員する公的軍隊は、任地の筑紫国造軍が主力であり、回国造軍は鞠智城とも接続する南北路を利用して外征軍動員を重ねてきた実績がある。つまり、水城前面での外敵迎撃は戦術的優位だけでなく、軍事動員・兵站確保という戦略的優位も確保していたと評価できる。

一方で、外敵襲来が警戒される玄界灘航路の要衝・宗像地域は、古代山城分布の空白地である。宗像地域は古墳時代（四世紀）より倭政権が信仰してきた宗像神の坐す地であり、同地には充神民が居住してきた。古代山城築城期と重なる飛鳥時代後半（七世紀後半）までには神郡が宗像神に奉じられ、倭政権の宗教的施策として重要視されていたことが分かる。宗像郡郡司・宗像神社神主を同族のみで独占する宗像君（宗形朝臣氏）と、その服属集団である宗像部は玄界灘航路沿いの港湾に分布し、古墳時代中期以後、筑紫君とならぶ大規模動員力を古代山城築城期にも保持していた。つまり、宗像神が坐す神郡は、軍事と宗教の両面で守護された土地であったと評価できる。

総括すると、「戦場」となる筑紫での古代山城配置には、地質環境や交通路といった即物的な軍事目的だけでなく、①各国造軍を率いる氏族の歴史の実績や、②倭政権の国家的宗教体系も反映していると結論できる。

倭政権の国境域防衛機構

—軍事的施策と宗教的施策—

九州歴史資料館 小嶋 篤

<研究課題と研究方法>

飛鳥時代における倭政権の国境域防衛は、軍事的施策だけでなく、宗教的施策の複合で成立する。本研究では、軍事施策と宗教施策を個別に検討した後、両者を有機的に統合することで、国境域における防衛機構の描写を試みる。

※前提条件：現代の合理的思考により「軍事」と「宗教」に二分する形で検討を進めるが、「軍事」と「宗教」の境界自体が曖昧な社会を対象としている。

1. 倭政権の軍事的施策

(1) 国造軍の筑紫駐屯

- ・百済救援戦争勃発から戦後対応(撤退・帰郷のための部隊再編成)にいたる期間は、筑紫に日本各地の国造軍が駐屯する。⇒築城着手時期として有力視できる。
- ・考古資料に基づく古代山城築城時期の把握では、①鞠智城跡出土土器の総量分析、②大野城跡出土土器の総量分析、③大野城跡出土木柱の年輪年代測定、④水城跡木埋設土坑内出土土器が有力な根拠。
- ⇒唯一の新規築城型古代山城である大野城では、七世紀第3四半期(小田編年V期)の土器が最古相。

(2) 玄界灘航路と防人・烽

- ・倭国軍撤退後の天智天皇三年(664年)になされた軍事的施策が、対馬・壱岐・筑紫国等における防人・烽の配備である。対馬・壱岐・筑紫国を並記することから、対馬海峡と壱岐海峡を内包する玄界灘航路沿いを最も警戒。

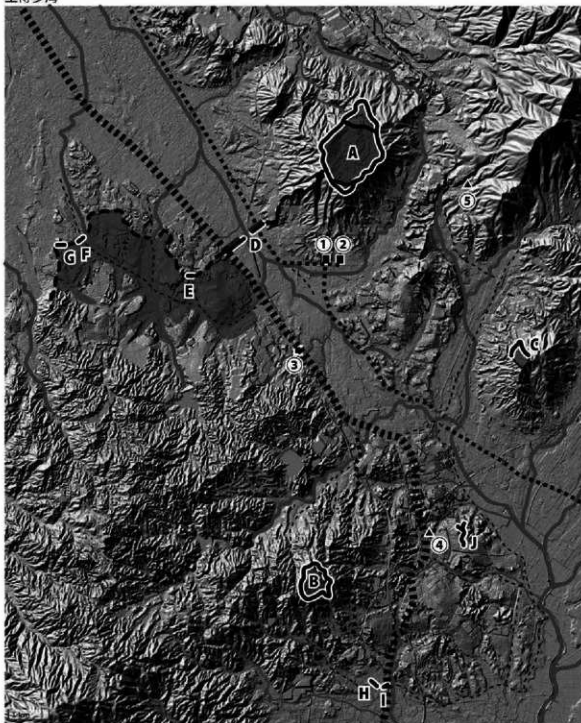
(3) 筑紫縦貫道と古代山城

- ・天智天皇三年(664年)に防人・烽配備とならんで記された水城は、古墳時代後期(6世紀)より倭政権の外征軍動員を支援してきた南北路を閉塞。
⇒倭政権の国境域防衛では、「水城前面における迎撃」が防衛戦略の基本軸。
- ・防衛戦略の基本軸である「水城前面における迎撃」は、左翼・大野城、中央・水城、右翼・小水城群という鶴翼状陣地で構成。※国造軍編成(前軍・中軍・後軍)でも運用可能
- ・水城の鶴翼状陣地な、戦術的優位だけでなく、戦線維持という戦略的優位も確保。
- ・筑紫の軍事動員機構を統轄する筑紫大宰は、主要迎撃地点に常時臨戦する態勢、戦場・陣地を目視できる態勢を採用。

(4) 小結 -戦場としての筑紫-

- ・倭政権の軍事的施策において、対馬・壱岐・筑紫国の国境域防衛は、同地が「戦場」となることを念頭に立案している。

至博多湾



至南筑平野・佐賀平野 国土地理院地図利用

【古代山城】A：大野城 B：基肄城 C：阿志岐古代山城

【土塁】D：水城 E：上大利小水城 F：大土居小水城 G：天神山小水城 H：関屋土塁

I：とうれぎ土塁 J：前畑土塁

【官衙】①大宰府政庁 1期官衙

【古代寺院】②観世音寺（746年完成） ③：塔原廃寺

【神社】④筑紫神社 ⑤薩門神社

図1 筑紫大宰管轄下の城塞群と南北路

2. 倭政権の宗教的施策

(1) 玄界灘航路と式内社

- ・記紀編纂が開始された天武・持統朝において、「筑紫洲」という島名は、土地認識として九州北部に大きく偏った名前。⇒筑紫洲における宗教空間の重要な構成要素。
- ・『延喜式』（延長五年(927年)奏進、康保四年(967年)施行)記載の「神名式記載社(式内社)」の偏在。西海道百七座のうち七割以上が対馬(29座)、老岐(24座)、筑前・筑後(23座)に坐す。⇒式内社の分布は10世紀以前の宗教体系が累積した結果だが、巨視的に見れば、国境防備を目的とした宗教体系の存在がうかがわれる。
- ・本研究の主対象となる7世紀後半に確たる神社組織を整備したのが、宗像神を奉斎する宗像神社(明神大社)である。

(2) 倭政権と宗像神

- ・沖ノ島祭祀(宗像神の奉斎)は、①玄界灘沿岸域で育まれてきた在地的信仰、②宗像君等豪族の氏族的信仰、③倭政権主体の国家的信仰という三つの階層。
- ・国家的信仰は、「大王直祭型」から「委託祭祀型」へと変遷。
大王直祭型: 大王が祝を派遣して実施した宗像神の奉斎
委託祭祀型: 倭政権主体の祭祀を宗像君に委託して実施した宗像神の奉斎
- ・大王直祭型から委託祭祀型への変遷を傍証するのが、宗像地域(宗像第1領域)における滑石製祭具の導入状況であり、筑紫洲では非在地の祭具であった滑石製祭具を積極的に宗像君が受容。

(3) 宗像君と神郡

- ・神郡を名実ともに支配した宗像君は、古墳時代中期後半より台頭してきた豪族。
- ・主要墓域である津屋崎古墳群の大型墳と大型建物の分布から、族長を輩出する上位階層は多系列構造。
- ・主要居住域である勝浦潟は、渡来人集団の組織化を経ながら5世紀半ばに面的開発。
- ・前方後円墳墓制の外縁域に台頭した宗像君は、倭政権の伝統的墓制をより強く継承(竪穴系要素、石室内非土器副葬、墳丘上土器供献)し、「宗像型横穴式石室墳」を創出。
- ・古墳時代中期後半には宗像地域の諸集団が「生活・物流・祭祀・墓制」の多面的結合を有し、宗像君を核とする神郡の母体を形成。

(4) 沖ノ島系祭具と宗像神社

- ・宗像神の奉斎組織整備では、沖ノ島系祭祀土器の成立が物証となる。祖型となったのは、「飛鳥時代後半(7世紀後半・小田編年VI期)の宗像回路製品」。
- ・沖ノ島祭祀遺跡出土土須恵器に複数の「焼損品・未使用品」が内包されており、「製品から祭具を選択する方式」に加えて、「祭具のみを製作する方式」も成立。

(5) 小結-宗像神社の組織的整備過程-

- ・祭具の一括製作(神事)は、当該期に宗像神社の神社組織整備が進展したことを意味しており、神郡成立に後続する現象と結論できる。したがって、沖ノ島系祭祀土器の型式変化から、7世紀後半以前に神郡が設定されたと把握できる。

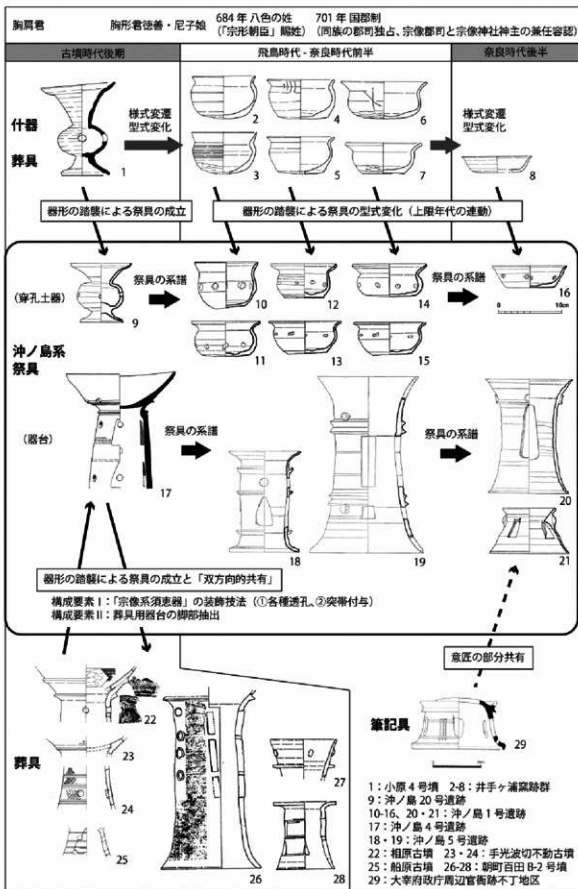


図2 「宗像系須恵器」と沖ノ島系祭祀土器の系譜関係 (1-16: S=1/6、17-29: S=1/8)

3. 国境域における防衛機構

(1) 筑紫大宰の軍事動員

- ・壬申の乱(六七二年)勃発時に倭政権(近江朝)は筑紫大宰・栗隈王に対し軍事動員要請。
その返答から筑紫大宰が「①筑紫の軍事動員を管轄していたこと」、「②古代山城等の軍事施設を管轄していたこと」が把握できる。
- ・筑紫大宰に任じられた王族・豪族個人の私的軍隊は、人格的結合で繋がる同族集団。
- ・筑紫大宰としての公的動員としては、「防人」と「国造軍」が存在する。
総兵数約二〇〇〇名の防人は、対馬・杵岐・筑紫国等に分散配備された常備軍。
⇒防人は外敵襲来時における「①情報収集・伝達」と「②対処的迎撃」を担った。
- ・防人に対し、筑紫大宰管轄下の主力軍隊となる国造軍は、戦時に際して臨時徴兵される軍隊であり、平時は筑紫洲各地に分散。
⇒国境域における組織的防衛(水城前面における迎撃等)を実行するには、防人による外敵確認・情報伝達を経て、「筑紫大宰(朝廷)の戦時認定と国造軍徴発」を経なければならぬ。

(2) 古代山城と神郡

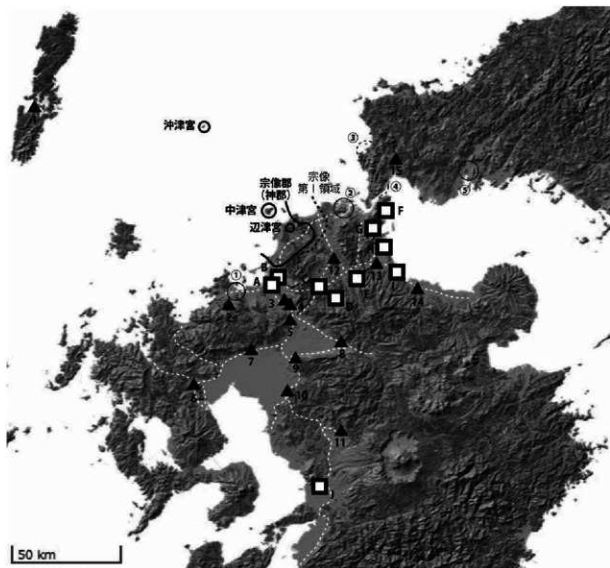
- ・戦場となる筑紫において、玄界灘沿岸航路の要地で人口密度も高い宗像地域(宗像第I領域)は、古代山城分布の空白地。加えて、ミヤケや、物部・大伴系・上宮王家の部民分布も空白地。
※上宮王家部民のみ天長五年(828年)史料に難波部が確認できる。
- ・宗像君は宗像神の奉斎(沖ノ島祭祀)・玄界灘航路で倭政権と直結しつつも、「県主」「国造」に就かず、相対的自立性を維持した特異な豪族。
- ・宗像神を頂点とした宗像君の相対的自立性は、「神郡・宗像郡」として律令国家に組み込まれ、宗像君(宗形朝臣氏)一族による政教一致の支配(宗像郡司・神主の同族独占)は奈良時代にいたるまで存続した。
- ・宗像君の相対的自立性と動員力を実証するのが、上述した宗像型横穴式石室墳をはじめとする考古資料である。その排他的分布域の形成には、「宗像君・宗像部」という主従関係の存在。
- ・「宗像君・宗像部」という強固な同族集団の形成は、①族長が宗像神社神主を兼帯したこと、②族長級上位階層が多系列構造であったこと、③各世代の族長と服属集団間に婚姻関係が結ばれていたこと(人格的結合の再構成)に要因。

(3) 小結-国境域防衛と神郡-

- ・古代山城築城期においても、宗像地域は宗像神が坐すため、同地の充神民を動員する古代山城の築城は、宗像神の神意を損ねる畏れが危惧される。
- ・一方で宗像君、玄界灘沿岸航路沿い地域での大規模動員力を保持し、外敵襲来時においては、宗像神奉斎の下、組織的抵抗を行うことが見込まれていたと考える。

<結論>

「戦場」となる筑紫での古代山城配置には、軍事的要因だけでなく、①各国造軍を率いる氏族の歴史的実績や、②倭政権の国家的宗教体系も反映していると結論できる。



【ミヤケ比定地】

A: 那津宮家 B: 糟屋屯倉 C: 穂波屯倉 D: 嘉麻屯倉 E: 我鹿屯倉 F: 膝崎屯倉 G: 大抜屯倉 H: 肝等屯倉
I: 桑原屯倉 J: 春日部屯倉

【古代山城・土塁（防壁）】

1: 金田城 2: 雲山古代山城 3: 大野城・水城・小水城群 4: 阿志岐古代山城 5: 基肆城・間屋土塁・とうれぎ土塁
6: おつぼ山古代山城 7: 帯隈山古代山城 8: 杷木古代山城 9: 高良山古代山城・上津土塁 10: 女山古代山城
11: 鞠智城 12: 鹿毛馬古代山城 13: 御所ヶ谷古代山城 14: 唐原古代山城 15: 長門城（推定地）

【宗像部（神郡）と宗像第1領域】

『和名類聚抄』に記載された郷比定に基づく宗像郡城。宗像第1領域は宗像型横穴式石室墳・石室内非土器副葬・宗像系須恵器・宗像系土師器等を複合的に共有する分布域で、宗像君・宗像部の主要居住域と判別する。

【宗像要素の飛び地的分布地】

①: 今津湾沿岸地

古墳時代後期（6世紀）より、宗像型横穴式石室墳・宗像系須恵器・宗像系土師器が局所的に集中分布する地域で、寄港地として宗像君一族が日常的に利用していた港湾と想定できる。宗像君の部曲（私有民）である宗像部も分布していたと見るべきで、『筑前国地部川戸里戸籍』（大宝二年・702年）でも宗像部の居住が確認できる。

②: 清海湾沿岸地

古墳時代後期（6世紀）より、宗像型横穴式石室墳・宗像系須恵器・宗像系土師器が分布する地域で、寄港地として宗像君一族が日常的に利用していた港湾と想定できるが、発掘調査による資料蓄積は途上段階にある。

③: 響灘東岸地 ④: 関門海峡沿岸地

宗像地域と同じく北部九州A型横穴式石室墳が残存する地域であり、響灘南岸地や遠賀川流域の人々と交流関係にある。

⑤: 山口湾沿岸地

宗像地域と同じく北部九州A型横穴式石室墳が残存する地域。発掘調査により石室内非土器副葬・石室外土器供献・宗像系須恵器・宗像系土師器の分布が確認されており、宗像君一族と墨制・物資で複合的な繋がりを有する。

図3 ミヤケ・古代山城と宗像・神郡の地理的關係

古代山城成立地における考古学的地域史研究

—おつぼ山神籠石をケーススタディーとして—

野良考古学研究所 徳富 孔一

<要旨>

佐賀県武雄市橘町に所在するおつぼ山神籠石は、杵島山山塊西麓部に位置し、有明海の入江状地もしくは接続河口部を直視することは可能だが、有明海の海原を直視することは出来ない。従って、おつぼ山神籠石には、対有明海防備ではない役割・性格が考えられる。そこで、本稿では、おつぼ山神籠石が成立する六角川中流域及び武雄盆地における弥生時代早期から古墳時代終末期（飛鳥時代）までの考古学的地域史研究をミクロ的に行い、その上で、マクロ的に六角川中流域の地域的特性を考察する。

まずミクロ的な地域史研究では、武雄川流域北岸と六角川中流域が、基本的に弥生時代早期以来、遺跡形成を継続させる地域であるが、武雄川流域北岸が古墳時代前期前葉以降に空隙を生むのに対し、六角川中流域は遺跡形成が鈍くなりながらも継続させ、古墳時代中期後葉以降に首長墓系譜を確立する地域となることが分かる。そして、弥生時代後期に中広形銅矛が埋納された玉江遺跡は、そこより六角川上流に遺跡展開を見ないことから、フロンティアな遺跡であり、弥生時代終末期以降に遺跡形成が進み、古墳時代には竪穴建物と掘立柱建物が並ぶ景観となる。また、陸路で接する藤津郡域の杵島山山塊西南部では古墳が確認されないことや、杵島山山塊北部では別の首長墓系譜が成立していることから、六角川中流域はフロンティアな性格を有した小世界を築いていたと言える。

次にマクロ的な考察では、六角川中流域は、弥生時代において環濠集落や金属器といった玄界灘沿岸文化と台付甕や肥前型器台といった環有明海の文化的の十字路であり、それが古墳時代前期前葉以降の斉一的な古墳文化（布留式土器様式・前方後円墳）によって一端解消されたにせよ、古墳時代中期後葉から筑紫君の関与の下で再びフロンティアな場所として機能したことが分かる。

それらのことから、六角川中流域に成立する有明海準直視型古代山城のおつぼ山神籠石は、辺境警備の役割・性格を有し、大宰府防衛における南面の防備として、筑紫君の版図ないし版図外に睨みを利かせていたことが考えられる。

古代山城成立地における考古学的地域史研究

—おつぼ山神籠石をケーススタディとして—

野良考古学研究所 徳富 孔一

はじめに—問題の所在—

- ・おつぼ山神籠石：佐賀県武雄市橘町の杵島山山塊西麓部に位置する神籠石式山城
 - ・環有明海の古代山城：有明海直視型・準直視型・非直視型
 - おつぼ山神籠石：準直視型；当時の有明海入江状地、もしくは接続する河口部を直視可
 - 対有明海防備ではない古代山城の役割→地政学的な意味
- ⇒おつぼ山神籠石が所在する六角川中流域ないし武雄盆地の地域史を系譜学的に紐解く
弥生時代早期～古墳時代終末期（飛鳥時代）

1. 武雄盆地の弥生時代

(1) 弥生時代早・前期の集落と墓葬

○武雄川流域北岸

〈集落〉

- ・小楠遺跡：環濠（ただし、集落の内実是不明）；唐津地域に分布の中心を持つ甕が出土
- 〈墓葬〉
- ・小楠遺跡：113 街区 B・SJ1724 甕棺墓

○六角川中流域

〈集落〉

- ・郷ノ木遺跡：土坑から弥生時代早期の可能性のある浅鉢口縁部片
 - ・下貝原遺跡：刻目突帯文土器片採集
 - ・潮見遺跡・みやこ遺跡・市場遺跡・郷ノ木遺跡：弥生時代前期土器を伴う土坑や溝
- 〈墓葬〉
- ・郷ノ木遺跡 B 地点：SJ014・SJ019・SJ020 甕棺墓

⇒弥生時代早期から遺跡形成：環濠集落、唐津地域に分布の中心を持つ甕→玄界灘文化の影響

(2) 弥生時代中期の集落と墓葬

○武雄川流域北岸

〈集落〉

- ・小楠遺跡：竪穴住居跡（円形プラン）：111 街区 A・SH122
 - ・梶原遺跡：竪穴住居跡（円形プラン）：123 街区 SH1602・SH1607、SH023
 - ・竹ノ下遺跡：掘立柱建物：SB650・SB1480・SB1482・SB1484・SB1486・SB1487
- 竪穴住居跡（円形プラン）：SH380・SH880・SH1200
- 竪穴住居跡（方形プラン）：SH090・SH375・SH1050

〈墓葬〉

- ・小楠遺跡・梶原遺跡：甕棺墓；鉄鍬出土が伝わる

○六角川中流域

〈集落〉

- ・みやこ遺跡・郷ノ木遺跡：弥生時代中期土器を伴う土坑群（丹塗り土器）
- ・東福寺遺跡：竪穴住居（円形・方形プラン）：(SH004・SH005・SH006・SH007・SH009・SH010)
- ・みやこ遺跡SK405 土壌：双孔を持つ鉄剣1点

〈墓葬〉

- ・みやこ遺跡：小児棺
- ・釈迦寺遺跡：弥生時代中期前半代の成人甕棺墓
 - SJ246 甕棺墓（“金海くずれ”甕棺）：細形銅戈1点
 - SJ279 甕棺墓（K II a 式）：細形銅剣1点・青銅製鎧1点

○六角川下流域

〈集落〉

- ・東宮裾遺跡：竪穴住居（隅丸方形プラン）：SH009

〈墓葬〉

- ・朝日ダム遺跡：甕棺墓：細形銅剣1点
- ・東宮裾遺跡：甕棺墓

⇒遺跡形成の活発化→六角川下流域にも展開（武雄川南岸域でも須玖式土器採集）、金属器の流入

（3）弥生時代後期の集落と墓葬

○武雄川流域北岸

〈集落〉

- ・小楠遺跡：方形プランの竪穴住居が急増；台付甕や肥前型器台出土、鞆羽口出土←金属器生産
- ・武雄小学校校庭：四乳四脰鏡片採集

〈墓葬〉

- ・小楠遺跡：箱式石棺墓・石蓋土壌墓
- ・山下遺跡：甕棺墓；貨泉を伴う

○六角川中流域

〈集落〉

- ・みやこ遺跡：弥生時代後期土器を伴う土坑群；台付甕や肥前型器台、ジョッキ形土器出土
- ・茂手遺跡：掘立柱建物：SB702；柱穴より有鉤銅剣
- ・納手遺跡SK228 土壌・茂手遺跡IV区：小形仿製鏡
- ・みやこ遺跡VI区下層：四乳四脰鏡片
- ・茂手遺跡SK406 土壌：素環頭刀子

〈墓葬〉

- ・成人甕棺墓・箱式石棺墓・石蓋土壙墓・土壙墓
- ・みやこ遺跡 SP305 石棺墓：雲雷文帯内行花文鏡片
- ・みやこ遺跡 SP1001 石棺墓：素環頭刀子
- ・郷ノ木遺跡 SP405 土壙墓：鉄製刀子・小形仿製鏡

〈埋納〉

- ・玉江遺跡：中広形銅矛←領域認識

○六角川下流域

〈墓葬〉

- ・東宮福遺跡：石蓋甕棺墓：巴形銅器数点・銅銭（貨泉？）5～8枚・管玉・鉄剣が出土

⇒武雄盆地一帯に環有明海の土器や舶載品・舶載原料を基にした金属器の流入

（4）弥生時代終末期の集落と墓葬

○武雄川流域北岸

〈集落〉

- ・小楠遺跡：集落遺跡継続

〈墓葬〉

- ・小楠遺跡：箱式石棺墓など

（高橋川流域）

- ・森崎遺跡：井戸

○六角川中流域

〈集落〉

- ・みやこ遺跡・茂手遺跡・納手遺跡：土坑群や溝
- ・玉江遺跡：土坑

○六角川下流域南岸

〈墓葬・祭祀〉

- ・貝良木遺跡：石蓋土壙墓・箱式石棺墓・祭祀遺構 SX15

（5）小結

- ・弥生時代早・前期：環濠集落、唐津地域を分布の中心とした甕
- ・弥生時代中期：武器形青銅器・鉄器の流入
- ・弥生時代後期：中国鏡片・小形仿製鏡・素環頭刀子などの金属器の流入、金属器生産台付甕・肥前型器台・ジョッキ形土器の流入

⇒玄界灘沿岸と環有明海地域の文化が交差

2. 武雄盆地の古墳時代

(1) 古墳時代前期の集落と墳墓

○武雄川流域北岸

〈集落〉

- ・小楠遺跡：古墳時代前期前葉まで竪穴住居が見られる

〈墓葬〉

- ・梶原遺跡：方形周溝墓

(甘久川流域)

- ・多蛇古1号墳：前方後円墳

(高橋川上流域)

- ・藤田遺跡：竪穴住居：SH002

○六角川中流域

〈集落〉

- ・納手遺跡・市場遺跡・下貝原遺跡：土坑群

- ・玉江遺跡：竪穴住居：SB302・SB304・SB305・SB309・SB310・SB321・SB331・SB332（～中期中葉）

〈墓葬〉

- ・おつぼ山石棺遺跡：箱式石棺墓

- ・東福寺遺跡：箱式石棺墓・竪穴石室墳（ST017・ST018）

○武雄川流域南岸

〈墓葬〉

- ・白岩丘陵：箱式石棺墓、巨大箱式石棺（上の山古墳）

- ・矢ノ浦古墳：前方後円墳（前期後葉～）

⇒武雄川流域南岸・甘久川流域で前方後円墳の出現←弥生時代以来の遺跡形成地から文脈が未明

(2) 古墳時代中期の集落と墳墓

○武雄川流域北岸

〈集落〉

- ・竹ノ下遺跡：竪穴住居：SH329・SH350・SH1000（中期中葉～）

〈墓葬〉

- ・竹ノ下遺跡：方墳

(甘久川流域)

- ・多蛇古2号墳：円墳

○六角川中流域

〈集落〉

- ・小野原遺跡・下貝原遺跡：土坑や溝

・市場遺跡：竪穴住居：SB401・SH050

・玉江遺跡：前期に引き続き竪穴建物

〈墳墓〉

・東福寺遺跡：粘土柳割竹形木棺葬の方墳：ST015、竪穴系横口式石塚：ST001

・玉島古墳：佐賀県下最大級の円墳

・潮見古墳：潤沢な副葬品

○武雄川流域南岸

・野間峠遺跡：竪穴建物2棟

⇒武雄川流域北岸では中期前半代が空隙となるが、六角川中流域では遺跡形成が継続的

(3) 古墳時代後期の集落と墳墓

○武雄川流域北岸

〈集落〉

・竹ノ下遺跡：後期後半まで竪穴住居

(高橋川上流)

・藤田遺跡：竪穴住居：SH001

〈墳墓〉

・横穴式石室墳の分布は確認されているが、調査が行われていない

○六角川中流域

〈集落〉

・納手遺跡・茂手遺跡・みやこ遺跡：土坑や溝

・納手遺跡：掘立柱建物：SB205

・玉江遺跡：掘立柱建物：SB203・SB207（遺構年代が詳らかではない古墳時代後半期の掘立柱建物も）

・市場遺跡：竪穴住居：SB409

・玉江遺跡：竪穴住居：SB201・SB202

〈墳墓〉

・釈迦寺遺跡 ST201：横穴式石室墳

・鳴瀬山頂古墳群 1号墳：横穴式石室墳

・東福寺遺跡：横穴式石室円墳：ST002・ST003・ST013・ST014 → ST014 から飛燕式鉄鍬
前方後円墳（～1期）：ST022・ST024

○六角川下流域北岸

・立山古墳群 1・2号墳：横穴式石室円墳

⇒六角川中流域で集落・墳墓とも遺跡形成が活発、明瞭な首長墓系譜

(4) 古墳時代終末期（飛鳥時代）の集落と墳墓

○六角川中流域

〈集落〉

- ・みやこ遺跡：竪穴住居：SB1002
- ・玉江遺跡3区 SK316 土坑：幡羽口出土→Ⅱ期以降に鉄器製作
- ・潮見遺跡・みやこ遺跡・郷ノ木遺跡・玉江遺跡：土坑や溝、不明遺構
⇒武雄盆地一帯で遺跡形成が鈍る中、六角川中流域では鈍る中でも継続
Ⅱ期以降（須恵器環C・環Bを主体）の墳墓は未明

(5) 小結

- ・武雄川流域北岸・六角川中流域・武雄川南岸域で遺跡形成
←武雄川南岸域は須玖式土器の採集しかないが、武雄川流域北岸・六角川中流域は弥生時代以来の場所
- ・前方後円墳の矢ノ浦古墳（武雄川南岸域）・多蛇古1号墳（甘久川流域）
- ・六角川中流域における玉島古墳—潮見古墳—東福寺 ST022・ST024 の首長墓系譜→おつぼ山神籠石の成立

3. 考察

(1) 武雄盆地内における六角川中流域という場所

- ・弥生時代早期以来の遺跡形成地
- ・古墳時代中期以降の首長墓系譜
→古墳時代終末期（飛鳥時代）も首長権を示す遺跡はないが、それを保ったか
←玉江遺跡3区の鉄器製作遺跡
- ・玉江遺跡：弥生時代後期に中広形銅矛埋納地
弥生時代終末期より遺跡形成→古墳時代には竪穴建物や掘立柱建物が並ぶ景観へ
- ・玉江遺跡より六角川上流には、古墳時代遺跡が展開しない⇒フロンティアとしての玉江遺跡
- ・陸路で接する藤津郡域の杵島山山塊西南部では、古墳が確認されない
- ・同様に、杵島山山塊北部とも違う領域：前方後円墳の箕貝崎2・3号墳
⇒六角川中流域：有明海北西部の入江に面したフロンティア的小世界（→「杵島縣」？）

(2) 九州北西部における六角川中流域という場所

- ・北からの文化：玄界灘的文化；環濠集落・金属器
- ・南からの文化：環有明海文化；台付甕・肥前型器台
⇒弥生時代後期には、文化の十字路、フロンティア的地域色
- ・古墳時代前期前葉における齊一的な古墳文化（布留式土器様式）の伝播→地域色の解消
- ・古墳時代中期中頃の佐賀平野における集落の「断絶」現象
→古墳時代中期後葉以降における人工的な社会統御装置としての古墳を用いた地域社会再駆動
←筑紫君
⇒フロンティア的地域色の再形成；杵島郡奥地にも藤津郡にも前方後円墳が及ぶことはなかった

おわりに

- ・おつぼ山神籠石が成立した地域：フロンティア的性格⇒フロンティアにおける古代山城：辺境警備
 - ・築城主体と目的：①倭王権が築城：唐・新羅連合軍に対する大宰府防備のための南面防備
 - ※南面：筑紫君の版図
 - ②倭王権—筑紫君が築城：唐・新羅連合軍に対する大宰府防備のための南面防備
 - ※南面：筑紫君の版図外
- ⇒有明海準直視型神籠石式山城が投げ掛ける古代山城の役割⇒鞠智城成立地にも言は及ぶ

鞠智城跡「特別研究」発表要旨集
第13回 鞠智城跡「特別研究」成果報告会
発表レジュメ集

令和7年(2025年)3月9日 発行

- 編集 歴史公園鞠智城・温故創生館
〒861-0425 熊本県山鹿市菊鹿町米原443-1
- 発行 熊本県教育委員会
〒862-8609 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1
- 印刷 株式会社アド・コム
〒862-0908 熊本県熊本市東区新生2丁目23-18

発 行 者：熊本県教育委員会
所 属：装飾古墳館
発行年度：令和 6 年度
(2024 年度)

この電子書籍は、第13回 鞠智城跡「特別研究」成果報告会 発表レジュメ集を底本として作成しました。

底本は、令和6年度（2024年度）鞠智城跡「特別研究」成果報告会の発表レジュメ集として令和7年（2025年）3月9日に会場（熊本大学工学部百周年記念館）で参加者に配付されました。

書名：第13回 鞠智城跡「特別研究」成果報告会 発表レジュメ集

発行：熊本県教育委員会

〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電話：096-383-1111

URL：<http://www.pref.kumamoto.jp/>

電子書籍制作日：西暦2025年3月28日